

枚方市監査委員告示第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により監査の結果に関する報告及び意見を次のとおり公表する。

令和 5 年（2023 年）12 月 28 日

枚方市監査委員	上 森 太一郎
同	分 林 義 一
同	泉 大 介
同	田 中 優 子

本監査は、枚方市監査基準に準拠して行った。

1. 監査の対象

(1) 対象部課

市立ひらかた病院事務局 経営管理室総務課
経営管理室経営企画課
医事課

(2) 対象事務

令和5年度（2023年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

令和5年（2023年）9月1日（金）から令和5年（2023年）12月27日（水）まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

〔総務課〕

○医師の働き方改革に向けての対応について

国において、令和6年4月から長時間働く医師の労働時間短縮及び健康確保を目的に「医師の働き方改革」の施行が示された。これを受け、総務課では医師労働時間短縮計画を作成し、医師の勤怠管理方法や負担軽減につながる取組を検討している。施行期日に合わせ、着実に医師の勤務実態を正確に把握できる体制を構築し、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備するよう要望する。

なお、地域医療機関への医師の診療応援に係る事務については、令和2年度の監査において、協定書の未締結の是正を要望したが、いまだに協定書が未締結のままとなっており、甚だ遺憾と言わざるを得ない。早急に協定書を締結し、今後は、協定に係る事務を適切に執行するよう強く要望する。

〔経営企画課〕

○医療機能充実の取組について

市立ひらかた病院は、北河内医療圏で唯一の市立病院であり、救急医療をはじめ、小児医療や周産期医療、災害時や新興感染症の対応などを行っている。

そうした中、同病院では、消化器や下肢機能再建等の専門センターを順次開設するとともに、内視鏡手術支援ロボットの導入や高度治療室（HCU）の整備など、地域の急性期病院としての医療機能の強化に取り組んでいる。

今後も自治体病院として担うべき役割を果たすため、医療機能の充実への取組を進めるよう要望する。

○院内におけるコスト削減の取組について

市立ひらかた病院では、院内におけるコスト削減の取組として、医療用消耗品等の在庫の適正化や、医薬品購入価格削減の取組として価格交渉支援等の業務委託などを行っている。

今後も医薬品購入価格削減や在庫の適正化など、更なるコスト削減への取組を進め、収支の均衡に努めるよう要望する。

〔医事課〕

○個人未収金の管理及び回収の取組について

医事課では、未収金の回収に当たり、必要に応じて患者に対する情報提供や相談を行うなど、きめ細やかな対応に努めるとともに、法律事務所への移管や債権回収課との連携による取組が行われている。

未収金の発生は、病院経営への影響が大きく、患者間の公平性にも関わることから、今後も、病院全体で情報共有を図り、未収金の発生防止、適切な未収金管理及び効果的・効率的な回収に取り組むよう要望する。

○医療情報システムに係るセキュリティ対策について

近年、医療機関への不正アクセスやランサムウェア感染等のサイバー攻撃が増加していることから、令和5年度の市立ひらかた病院の重点的な取組として、医療情報システムのサイバーセキュリティ対策の強化を図ることとしている。

医療情報システムを所管する医事課では、サイバー攻撃を検知し被害を最小限に留める不正接続防止システムや医療情報バックアップシステムの導入、有事の際には早期復旧ができるようシステムに特化したBCPの策定など、更なるサイバーセキュリティ対策の強化に取り組んでいる。

今後も、安定した医療サービスの提供ができるよう、最新のセキュリティ対策の情報収集に努め、病院経営の効率化を推進するよう要望する。